

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と 2023 年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD等の授業改善
- V 2024 年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2023 年度研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる 120 年にわたる立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

より具体的には、本研究科は、「地球市民法曹」の養成を教育目標として掲げている。「地球市民法曹」とは、第 1 に、グローバル化の進展の下で市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹であり、第 2 に、法曹として様々な専門分野(国際取引、知的財産法、税制度、環境保護、刑事弁護、家事法務等)をもって活躍する法曹であり、第 3 に、鋭い人権感覚を有し公共性の担い手として活躍する法曹である。

2. 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第 1 にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法基礎」の講義や、その協力の下にワシントン D. C. で実施している「外国法務演習 I (ワシントン・セミナー)」、シドニー大学と共同で開講している「現代法務特殊講義(京都セミナー)」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第 2 の法曹としての専門分野の能力開拓は、先端・展開科目の講義 4 単位と演習 4 単位をセットで履修できることとすることで、専門分野の知識を体系的に身につけ、さらに、実務的な応用力を付けることを図っている。

第 3 の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニック I・II」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニック I に関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同 II についても大津市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の 3 弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2022 年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたって A 評価と高く評価されている。

(2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2021 年度司法試験については、最終合格者 15 名、全国平均合格率 34.6%に対し本学の合格率は 19.2%となり、2022 年度司法試験については、最終合格者 19 名、全国平均合格率 41.7%に対し本学の合格率は 25.3%、2023 年度司法試験については、最終合格者 20 名、全国平均 45.4%に対し本学の合格率は 18.2%となり、かつ、在学中受験をした 15 名のうち合格者は 0 名と厳しい結果となった。教育内容・方法の一層の改善を進め、正課における知識定着や書く力の向上へ向けた取り組み、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制を充実させていかなければならない。

Ⅱ 研究科を取り巻く情勢と 2023 年度の教学課題

1. 社会的環境

全国の法科大学院の志願者数及び入学者数の減少に歯止めがかからない状況を受けて、文部科学省中央教育審議会は、2018 年度より、法科大学院入試受験に当たっての適性試験の受験を任意化することを決定し（その後、適性試験は実施されていない）、2019 年度からは、法科大学院の入学者選抜において、法学未修者又は社会人の割合を 3 割以上とする努力義務規定も撤廃している。また、2021 年度からは、修了者の相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことおよび在学期間の短縮により法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図ることで、優秀な人材が法曹を志望することを狙った法曹コース制度が新たに導入され、本法科大学院も本学法学部との間で法曹養成連携協定を締結したうえで、文部科学大臣より認定を受け、設置が認められた（募集人員 15 名）。本制度に基づく、特別選抜入試は 2022 年度（入学者）入試から実施され、同年の志願者および受験者数 7 名、合格者数 5 名、入学者は 3 名であり、2023 年度は志願者数 7 名、合格者数 6 名、入学者は 3 名であった。かつてのネガティブキャンペーンの影響は年々低下し、法務人材が必要とされているという報道や、法曹コースの設置など法曹志望者にとって好意的な報道がなされるなど、法科大学院志願者の層は増加している。

以上の政策動向や報道を背景に、法科大学院受験へのハードルはやや下がり、全国の法科大学院の延受験者は、2019 年度は大幅に増加した（8184 名）。しかしながら、2020 年度は再び減少に転じ（7361 名）、2021 年度も同程度であった（7431 名）。ところが、2022 年度は大幅な増加に転じた（10564 名）。2023 年度の法科大学院延受験者数は 10541 人、法科大学院に実際に入学した者の数は 1971 名（うち法曹コース特別選抜による入学者数は 326 名）となっている（2016 年が 1857 名、2017 年が 1704 名、2018 年が 1621 名、2019 年が 1862 名、2020 年が 1711 名、2021 年が 1724 名、2022 年が 1968 名）。法学部・法科大学院 5 年一貫教育である法曹コース制度に合わせて、2023 年度から法科大学院課程に在学する学生であっても、所定の単位を修得し、1 年以内に修了見込みの者は司法試験が受験できるようになったことが、少なからず受験者数および入学者数の増加に影響を与えたように思われる。しかしながら、司法試験受験までの受験期間が短縮されることが法科大学院志願者数の増加につながるのかは、今後の全国の志願動向も踏まえた分析が必要である。他方、司法試験の合格者数は、当初の目標が 3000 名であったところ、2008 年度 2065 名、2009 年度 2043 名、2010 年度 2074 名、2011 年度 2063 名、2012 年度 2102 名、2013 年度 2049 名と 2000 名以上を維持してきたが、2014 年度 1810 名となって、初めて 2000 名を下回り、2015 年度も 1850 名となった。さらに、2016 年度 1583 名と大きく減少し、減少幅は鈍化しつつも、2017 年度には 1543 名、2018 年度は 1525 名、2019 年度は 1502 名、2020 年度は 1450 名、2021 年度は 1421 名、2022 年度は 1403 名、そして 2023 年度は 1718 人となった。司法試験合格指数は年々確実に減少していたが、在学中受験初年度である 2023 年は合格者数が大幅に増加した。しかしながら、依然として法科大学院は制度的に厳しい競争環境に置かれている。

2. 学生実態

本法科大学院の2023年度入学者は74名であり、2022年度（59名）と比べて増加した。法学未修者数は24名、法学既修者の入学者数は50名であり、2022年度と比べて法学未修者の入学者数が8名増加（既修者の入学者数は7名増加）している。また、法学既修者入学者のうち法曹コース特別選抜入試合格者は3名であった。これを出身大学別にみると、立命館大学からの入学者が最も大きく、31名（法学部出身31名）であり、しかしながら、立命館大学出身者が昨年度半数以上を占めていたのに対して、2023年度は40%程度にとどまっている。なお、社会人（大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は21名であった。法学部以外の学部出身者は10名であった。

入学者の男女比率は、2023年度は、既修は女性14名対男性36名であった。未修は女性16名対男性8名であった。入学者全体では、女性30名対男性44名である。

2023年度の休学者は11名、退学者は11名、除籍者3名（事由はいずれも同一学年2回進級留保）であった。なお、休学理由は、病気、経済的理由、家庭の事情などであるが、これらの要因が複合的に重なっているケースが少なくない。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もあり、法科大学院の学修が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。回生進行保留（原級留置）者は15名（既修6名、未修9名のうち除籍者3名を含む）であった。

3. 教育体制

本法科大学院の2022年度の専任教員総数は20名である。客観的には、本法科大学院の収容定員に必要な教員数を充足し、また、実務家教員も必要数在籍しており、教育については適切な教員を確保しているといえるが、決して十分であるとはいえない。計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力の適切な評価を継続する必要がある。

III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1. カリキュラムの実施状況

(1) 法律基本科目

① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を春学期と秋学期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、春学期に、憲法A（3単位）、民法Ⅰ（4単位・契約法Ⅰ）、民法Ⅱ（2単位・不法行為）、刑法A（4単位）、商法Ⅰ（2単位）を配置し、秋学期に、憲法B（1単位）、民法Ⅲ（2単位・担保法）、民法Ⅳ（2単位・契約法Ⅱ）、民法Ⅴ（2単位・家族法）、刑法B（2単位）、商法Ⅱ（2単位）、商法Ⅲ（2単位）を配置している。

② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

(2) 実務基礎科目

① 民事訴訟法実務の基礎、刑事訴訟法実務の基礎

2020年度から「要件事実と事実認定」を「民事訴訟実務の基礎」と改称して、S1L2秋学期に開講している。同科目は派遣裁判官が担当している。また、「刑事訴訟実務の基礎」を新設して同様に開講している。同科目は、派遣検察官ら実務家教員が担当している。いずれも必修科目

である。

② 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。なお、2020 年度カリキュラムからは、「公法実務総合演習」「民事法実務総合演習」「刑事法実務総合演習」のうち 1 科目を選択必修としている。

③ 実習科目

リーガルクリニックⅠ（法律相談）、リーガルクリニックⅡ（女性と人権）、エクスターンシップの 3 科目のうち 1 科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2023 年度の受講生は、リーガルクリニックⅠが 24 名、リーガルクリニックⅡが 10 名、エクスターンシップが 7 名（春学期 1 名、夏学期 6 名）であった。クリニックについては、多数の相談者に対応し、大いに社会貢献を果たした。なお、事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

④ リーガルリサーチ&ライティング

必修科目として未修者、既修者ともに各々の 1 年目に配置している。

（3）基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に配慮されていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、2016 年度以降、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の 6 つの履修モデルを用意し、受講生が目指すそれぞれの法曹像にあわせて履修するように指導している。

② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施しているワシントンセミナー（外国法務演習Ⅰ）は、8 月に同大学を訪問して英語で授業を受けるとともに各種施設を訪問する夏期集中科目である。2020 年度及び 21 年度は新型コロナウイルスの関係で海外渡航が制限されたためにやむを得ず不開講としたが、2022 年度は 3 年ぶりに開講し、3 名の受講生が参加した。次年度以降も開講し、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) シドニー大学との協定に基づき実施している京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2 月にシドニー大学生をはじめとする多数の豪州学生を本学キャンパスに迎え入れて、英語で日本法を学ぶ春期集中科目である。2020 年度及び 21 年度は新型コロナウイルスの関係で豪州受講生の参加が不可能となったためにやむを得ず不開講としたが、2022 年度は 3 年ぶりに開講し、32 名の受講生（本学学生 8 名、豪州学生 24 名）が参加した。次年度以降も開講し、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義としては、「複雑民事訴訟」を開講した。

d) 応用人間科学研究科と共同開講している「司法臨床研究」については、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。

（4）特定の科目の前倒し受講

2022 年度より、司法試験の在学中受験へのニーズに応えるため、以下の通り特定の科目の前倒し受講を認める体制を整えている。法曹コース特別選抜入学者は、既修 2 年次春学期の必修科

目である行政法演習Ⅱ・民事訴訟法演習Ⅱ・刑事訴訟法演習について、既修1年次に受講することができる体制を整えている。また、民事訴訟法、刑事訴訟法の履修免除試験に合格した既修者コースの入学者についても、民事訴訟法演習Ⅱ・刑事訴訟法演習について既修1年次に受講することができる。具体的には、行政法演習Ⅰ・Ⅱは、既修1年次春学期に行政法演習Ⅰ(H)を受講し、既修1年次秋学期に行政法演習Ⅱ(H)を受講することを原則とする。民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱは、既修1年次春学期に民事訴訟法演習Ⅱを受講し、既修1年次秋学期に民事訴訟法演習Ⅰを受講することとなり、刑事訴訟法演習は既修1年次秋学期に刑事訴訟法演習(33)を、刑事訴訟法Ⅱと同時受講することとなる。2023年度の実績は、行政法演習Ⅰ(2名)、行政法演習Ⅱ(2名)、民事訴訟法演習Ⅱ(4名)、刑事訴訟法演習(1名)であった。

(5) 定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔(いわゆるリーディングピリオド)をおくように配慮している。

(6) 成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないように、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないようにする旨、成績評価ガイドラインを改訂した。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっている。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

(7) 疑義照会・異議申立て

2023年度春学期の疑義照会は11件、異議申し立て3件であった。2023年度秋学期の疑義照会は6件、異議申し立ては3件であった。2005年度後期(現秋学期)からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2. カリキュラム改革の概要・進捗

法科大学院の環境変化及び2017年度の認証評価を受けて、教務委員会でのカリキュラム改革の議論を経て、研究科として、カリキュラム改革を決定した(2018年7月10日教授会)。具体的には、実務総合演習の選択必修化、実務基礎科目の改革、科目属性の変更、展開・先端科目における受講者数の少ない科目の廃止、系統履修をより実質化するための履修セメスターの変更である。また、2020年度カリキュラムの円滑な実施に備えて、クラス数の決定、実務総合演習のグレード制の廃止などの決定等を行った。

2020年度入学者より新カリキュラムの適用が始まり、円滑に移行されている。2021年度開講科目をもって2020年度カリキュラムは完成したが、経過措置の一部が継続中である。

Ⅳ F D等の授業改善

2023 年度F D委員会は、専門分野ごと、および理論と実務の架橋を図る法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民法法系、刑事法系の各科目担当教員から、春学期6名、秋学期6名で構成した。F D委員会は、夏期休暇を除いて合計14回開催し、F D活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたF D活動の概要は、以下の通りである。

1. 授業改善アンケート

(1) 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、F D委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告し、その結果を授業改善に反映させるようにしている。今期も同様に実施した。

(2) 2023 年度春学期第1回授業アンケート

第6週5月9日(火)～22日(月)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ1137名中1024名(90.1%)であった。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」30.2%、「満足」60.7%となっており、高い評価を得ている。自由記述欄にも、45.2%に記載が見られた。

(3) 2023 年度春学期第2回授業アンケート

第14週・第15週の7月4日(火)～21日(金)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ1103名中955名(86.6%)であった。自由記述欄にも、54.6%に記述がみられた。到達目標の達成度は、「非常に達成していた」40.2%、「ある程度達成していた」53.9%となっており、高い評価を得ている。

(4) 2023 年度秋学期第1回授業アンケート

第6週10月31日(火)～11月6日(月)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ993名中922名(92.8%)であった。自由記述欄にも、42.5%に記述がみられた。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」35.9%、「満足」56.2%と高い評価を得ている。

(5) 2023 年度秋学期第2回授業改善アンケート

第14・15週1月8日(月)～19日(金)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ959名中799名(83.3%)であった。自由記述欄にも、25.9%に記述が見られた。到達目標の達成度は、「非常に達成していた」42.4%、「ある程度達成していた」53.7%となっており、高い評価を得ている。

2. F Dフォーラム

例年どおり、FD 活動の改善課題をテーマにして、FD フォーラムを開催した。2023 年度は、2回のFD フォーラムを開催した。

当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子は録画のうえ保存し、希望者が閲覧できるようにした。

(1) 第1回F Dフォーラム

2023年7月11日(火) 15:35-16:40 205教室 出席者12名

テーマ 「未修者の学力向上と成績評価の在り方について」

報告者

趣旨説明 瀧野貴生教授・FD委員長

倉田玲教授（憲法）

中山布紗教授（民法）

2023年度の第1回FDフォーラムでは、「未修者の学力向上と成績評価の在り方について」をテーマとして取り上げた。未修者に法曹になるために必要な学力を身に付けさせ、司法試験合格率を向上させることは全国の法科大学院に共通する課題であるが、本学法科大学院においても、標準年限修了率についても、司法試験合格率についても、未修者は既修者に比べて相対的に低い状況が続いており、喫緊の課題として認識されている。法務研究科では、とくに未修1年次に対して、段階的な学修に即した授業を行い、丁寧な添削指導を行うなど、各教員が工夫を凝らして法律基本科目の基礎的な知識を定着させるべく奮闘してきた。しかしながら、未修者間の学力格差が拡大する傾向にあることなど、未修者に対するきめ細かな教育の必要性が高まる一方で、未修入学者数の増加等によって、手厚い教育を行うための環境はますます厳しくなりつつあるという現状がある。そこで、今回は、主として未修1年次の法律基本科目の授業担当者から、成績評価の在り方とも関連付けて、授業の内容・方法および受講生の理解度について報告してもらい、教員間で意見交換とグッドプラクティスの共有を図ることとした。

各報告においては、授業期間中に、2回のレポートと4回の小テストを行い、きめ細かく学修の機会を付与し、授業において学修したことが定着しているかどうかをその都度確認している、授業において、事前に配布されている教材に列挙されている導入質問について、受講生に指名して解答を求めることによって、受講生の予習の成果を確認しながら授業を進行しているといった実践例が報告され、また、基礎知識を定着させる時期、論文起案力を高める時期など具体的に詳細な学習計画を提示し、とくに未修1年次においては基礎知識の定着という一点に絞ったピンポイントの目標を示すことが必要でないかといった指摘がなされた。

報告を受けた質疑・議論では、中間到達度確認試験や中間レポートについては、到達目標を達成できていないと考えられる受講生に対して再提出を求めることが効果的ではないか、あるいは、設問を細かく設定して、論証の筋道を誘導しながら解答させる出題形式も効果的ではないか、という意見が出された。また、資料に記載しているにもかかわらず、その内容を読み取れない受講生が散見されることから、資料の読み方というところから学修指導を行って情報リテラシーを高める必要がある、中間到達度検証や最終到達度検証において配布した講評について、問題文と照らし合わせながら読むのではなくて、解説文だけを読んでいる受講生が散見されるので、講評にもう一度問題文を合わせて付けて配布することで理解を促している、といった意見が出された。

（2）第2回FDフォーラム

2023年11月21日（火） 15:15-16:10 205教室 出席者14名

テーマ 「司法試験パソコン受験化に向けた教学上の対応」

報告者

趣旨説明 瀧野貴生教授・FD委員長

指定発言 中山布紗教授・副研究科長

2023年度の第2回FDフォーラムでは、「司法試験パソコン受験化に向けた教学上の対応」をテーマとして取り上げた。法務省は、司法試験について、2026年からパソコンを使った（CBT）方式を導入する方針を発表した。従来、司法試験は手書きで答案を作成する方式で行われてきたため、教学上も、定期試験（最終到達度確認試験）はすべて手書きで答案を作成する方式で実施し、日常的にはパソコンでの文書作成が一般化している受講生に対して、手書きに要する時間を体感させ、また採点者が最低限読解可能な文字を書く練習をさせてきたところである。これに対して、司法試験がパソコン受験化すれば、手書きでの答案作成を推奨する意味は全くなり、

逆に、パソコン入力への習熟が必要になる。しかしながら、パソコン入力の習熟のみを目的として正課授業で対応することは困難であり、パソコン方式での試験執行についても、ハード面や公正性の確保の面で種々の課題が存在する。そこで、今回は、司法試験のパソコン受験化に向けて考えらえる教学上の課題を洗い出し、諸課題に対してどのように対応していくべきかについて、教員間で意見交換をすることとした。

報告においては、まず論点整理が行われた。第一に、パソコン入力において、コピー＆ペーストが許可された場合には、答案構成がおざなりになったり、過剰な量の答案が作成されたりする可能性が出ることに応じて、試験の出題について思考力をより一層重視する内容に変更する必要があるという意見が一部から出されていることが紹介された。第二に、受講生のなかには、パソコンでのタイピングを苦手としている者が一定数存在することから、これらの者に対して、タイピングのトレーニングをする機会を何らかの形で提供する必要性があるかという問題提起がなされた。第三に、定期試験等をパソコン方式で実施するとした場合に解決すべき課題が整理された。具体的には、まず、受験人数分のパソコンを準備できるかという問題からはじまり、六法について従来通り書籍タイプを使用させるか、不正防止対策としてインターネット接続を遮断するだけで十分なのか、さらに予測変換学習機能をオフにする必要があるか、答案作成中に操作ミスにより答案を消してしまった場合の対応方法、答案の教員への受け渡しをデータで行う場合と紙媒体に印刷して行う場合それぞれについて生じうるコストなど、さまざまな技術的課題があることが明らかにされた。

次に、関関同立法科大学院連絡会議においてこれまでのところで得られている情報として共有された内容が紹介された。第一に、パソコンは受験生が所有する物を使用するのではなく、法務省が貸与する方針であること、第二に、不正防止のために専用のソフトが導入される方針であること、一方、六法について書籍タイプを使用させる方針かどうかは不明であることなどが報告された。

以上の報告を受けた質疑・議論では、学部から直接、法科大学院に進学してきている院生も、フリッカー入力に慣れていてキーボード入力に習熟していない者がおり、タイピングのトレーニングについて何らかのサポートが必要ではないか、学内試験のパソコン試験化については、キーボードの配置等が機種ごとに異なるので、司法試験で使用されるものと同一機種で実施しないと意味がないのではないかと、人的にも物的にも限られたリソースのなかで実施しなければならない学内での試験において、パソコン試験で不正防止対策を万全に整えることは難しいのではないかと、といった意見が出される一方、司法試験がパソコン受験化する以上、手書きでの答案作成を続けることに合理性があるとはいえないのではないかと、パソコンのスペックが多少違って大きな問題にはならないのではないかと、といった意見も出された。

3. 授業参観

2023 年度春学期については、6 月に、FD 委員が中心となって、春学期開講の法律基本科目・実務基礎科目を対象に授業参観を実施した。2023 年度秋学期については、11 月下旬から 12 月上旬に、FD 委員が中心となって、秋学期開講の法律基本科目・前倒し受講科目を対象に授業参観を実施した。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成し、当該報告書のコピーは授業担当者（兼担教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD 委員会でもその内容を検討し、教授会で報告している。また、兼担教員・非常勤教員については、FD 委員長または事務室を通じて、FD 活動に関する意見を提出することができるものとしている。

4. FD懇談会

FD 懇談会は、法科大学院の授業に協力いただいている兼担教員・非常勤教員・授業担当教員と FD 委員会担当教員とで、FD 活動の到達点と課題を共有し意見交換を行うものである。従来、各年奇数年に開催してきたが、2022 年度から毎年・毎学期の実施に変更した。

春学期のFD懇談会は、7月4日（火）14：00～15：30にZOOMで実施し、出席者は17名であった。授業アンケート結果の共有範囲、2022年度認証評価結果において授業運営・授業改善に関して指摘された事項と今後の対応方針、司法試験在学中受験による授業への影響、生成系AIの発達に伴うレポートによる成績評価の是非、司法試験のパソコン受験化に対する対応の5点に重点が置かれ、意見交換を行った。

秋学期のFD懇談会は、12月12日（火）15：00～16：30にZOOMで実施し、出席者は10名であった。未修者教育の在り方、司法試験の過去問を教材として使う場合の課題、全体の学力、授業アンケートの在り方の4点に重点が置かれ、意見交換を行った。

5. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFD活動の概要を紹介するニューズレターを年に1回発行し、立命館大学法科大学院HPに掲載している。2023年度は2024年3月31日に通巻第18号を発行した。

V 2024年度入試

法務研究科（法科大学院）は、2024年4月入学の学生を受け入れるために、過年度よりウェブサイト（<https://www.ritsumeit.ac.jp/lawschool/introduce/>）の「概要—本学の目指す法曹要請」ページにも「本学のめざす法曹養成（教育目標）」という標題の研究科長名の簡にして要を得た文面のほか、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とともに掲げている入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、その要旨を忠実に反映する入試の方針を定めていた。2024年度入学試験要項や2024年度5年一貫型教育選抜入学試験要項の表紙の裏面にも、それぞれの冒頭に明記されるべき重要な事項として本学の目指す法曹養成（教育目標および人材育成目的）とともに3つのポリシーが掲げられており、そのうち入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とは標題のみが微妙に異なるアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉の文面は、次の3つの段落により構成されている。

立命館大学法科大学院は、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍する地球市民法曹の養成をめざします。そのために、1学年に法学未修者を20名程度、法学既修者を50名程度受け入れます。優秀な法学既修者を多く受け入れることによって、法学未修者にも学習面でのよい刺激を与えることを期待しています。

入学者像を考えるにあたり、国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れ、法的紛争の国際化に対応できる人材を養成するため、英語等外国語能力に秀でた学生が入学できるように努めています。さらに、複雑化する現代社会に対応できる法曹を輩出するには、多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者の入学も重要です。社会人と非法学部出身者を合わせて、毎年入学定員の3割程度は受け入れたいと考えています。

最後に何よりも大事なのは、法曹への意欲と使命感にあふれる人材に入学してもらうことです。立命館大学法科大学院の入学試験においては、これらの点を重視します。

教授会において議決された2024年度入試の総括には、全国の法科大学院入学志願者数や司法試験合格者数の推移のほか、とりわけ法曹コースの導入を背景とする状況の分析に基づき、2024年度入学試験要項や2024年度5年一貫型教育選抜入学試験要項に明記されている狭義の入試実施方針や入試日程についてばかりでなく、募集広報方針（入学者確保戦略）についても課題が確認されている。出願者数や受験者数が回復傾向にあることに対応しては、本学独自の給付型の奨励奨学金を引き続き活用するなどして、志願者のうち受験者に占める合格者の割合（競争倍率）が2.0倍以上に回復していたのを維持しながら、合格者に占める入学（手続）者の割合（歩留率）

の維持と向上を目指すべきことが記載されている。入試広報については、個別の説明会を充実させるとともに、とりわけコロナ禍を契機にして多方面に定着したオンライン開催の説明会の利点を積極的に活用することが、基本的な方針として記載されている。

1. 2024 年度入試の実施状況と評価

2024 年度入試は入学試験要項に記載のとおり、前期日程と中期日程と後期日程の筆記試験（2023 年 8 月 5・6 日、9 月 16・17 日、2024 年 2 月 3・4 日）と面接試験（2023 年 8 月 5 日、9 月 16 日、2023 年 2 月 3 日）を実施したほか、2024 年度 5 年一貫型教育選抜入学試験要項の記載に基づく面接試験（2023 年 9 月 24 日）を実施した。

また、これらの出願者を多く得るために、これまた既定の募集広報方針に準拠して、過年度と同様に広報活動を展開した。合格者に占める入学（手続）者の割合（歩留率）の維持と向上のほか、前途有望の新入生の入学準備を効果的に促進するための合格者ガイダンスや入学前プログラムなども恒例の企画として実施した。

① 2024 年度 4 月入学入試の実施状況

法学未修者を受け入れるための A 方式と C 特別方式については、小論文（120 分間、300 点）の筆記試験を、法学既修者を受け入れるための B 方式と D 特別方式と E 特別方式については、憲法（60 分間、100 点）、民法（80 分間、120 点）、商法（60 分間、100 点）、刑法（60 分間、100 点）の 4 科目の筆記試験を、それぞれ実施した。各科目の出題と採点は、それぞれに複数の教員が共同担当した。特別方式の面接試験（20 分間程度）は、各 2 名の教員の共同担当により、5 年一貫型教育選抜入学試験の面接試験（25 分間程度）は、各 3 名の教員の共同担当により、それぞれ実施した。また、法学既修者試験の合格者が受験することのできる民事訴訟法と刑事訴訟法の履修免除試験（2024 年 2 月 25 日、120 分間、各 100 点）を実施した。

（参考）2024 年 4 月入学入試の実施日程

	前期日程	備考
出願期間	2023 年 7 月 4 日（火）～7 月 25 日（火）	
実施選考	8 月 5 日（土） 筆記試験：A 方式、C 特別方式 面接試験：C 特別方式、D 特別方式 8 月 6 日（日） 筆記試験：B 方式・D 特別方式	試験会場 京都（朱雀キャンパス） 大阪（AP 大阪） ※ 特別方式は京都のみ
合格発表	8 月 22 日（火）	
1 次手続	2023 年 8 月 22 日（火）～9 月 5 日（火）	
2 次手続	2024 年 2 月 22 日（水）～3 月 7 日（木）	

	中期日程	備考
出願期間	2023 年 8 月 17 日（火）～9 月 5 日（火）	
実施選考	9 月 16 日（土） 筆記試験：A 方式、C 特別方式 面接試験：C 特別方式、D 特別方式、E 特別方式 9 月 17 日（日） 筆記試験：B 方式、D 特別方式、E 特別方式	試験会場 京都（朱雀キャンパス） 大阪（AP 大阪） 特別入試は京都のみ
合格発表	10 月 2 日（月）	
1 次手続	2023 年 10 月 2 日（月）～10 月 16 日（月）	

2次手続	2024年2月22日（木）～3月7日（木）	
------	-----------------------	--

	後期日程	備考
出願期間	2024年1月9日（火）～1月23日（火）	
実施選考	2月3日（土） 筆記試験：A方式、C特別方式 面接試験：C特別方式、D特別方式、E特別方式 2月4日（日） 筆記試験：B方式、D特別方式、E特別方式	試験会場 京都（朱雀キャンパス） 特別法式は京都のみ
合格発表	2月19日（月）	
1次手続	第2次手続と一括	
2次手続	2023年2月22日（水）～3月9日（木）	

	5年一貫型教育選抜	備考
出願期間	2023年8月15日（火）～9月12日（水）	
実施選考	9月24日（日） 面接試験	試験会場 京都（朱雀キャンパス）
合格発表	10月3日（月）	
1次手続	2023年10月2日（月）～10月16日（月）	
2次手続	2024年2月22日（木）～3月7日（木）	

	履修免除試験	備考
出願期間	2024年1月29日（月）～2月21日（水）	
実施選考	2月25日（日） 筆記試験（民事訴訟法、刑事訴訟法）	試験会場 京都（朱雀キャンパス）
結果発表	2月29日（木）	

（参考）2024年4月入学入試の実施結果

	方式	試験会場	志願者数	受験者数	合格者数	1次手続者数	入学者数	競争倍率	歩留率
前期日程	A方式	京都	22	21	11	10	6	1.91	54.5%
		大阪	16	15	5	5	4	3.00	80.0%
		合計	38	36	16	15	10	2.25	62.5%
	B方式	京都	76	72	37	33	14	1.95	37.8%
		大阪	58	53	19	13	6	2.79	31.6%
		合計	134	125	56	46	20	2.23	35.7%
	C特別方式	京都	5	5	2	1	1	2.50	50.0%
	D特別方式	京都	5	5	3	2	0	1.67	50.0%
	未修者コース合計		43	41	18	16	11	2.28	61.1%
	既修者コース合計		139	130	59	48	20	2.20	33.9%
	総計		182	171	77	64	31	2.22	40.3%
期中	A方式	京都	21	19	8	7	2	2.38	25.0%

		大阪	21	21	7	2	0	3.00	0.0%
		合計	42	40	15	9	2	2.67	13.3%
	B 方式	京都	73	64	34	28	11	1.88	32.4%
		大阪	63	55	14	9	5	3.93	35.7%
		合計	136	119	48	37	16	2.48	33.3%
	C 特別方式	京都	6	4	1	0	0	4.00	0.0%
	D 特別方式	京都	9	8	6	3	2	1.33	33.3%
	E 特別方式	京都	4	4	3	2	0	1.33	0.0%
	未修者コース合計		48	44	16	9	2	2.75	12.5%
	既修者コース合計		149	131	57	42	18	2.30	31.6%
	総計		197	175	73	51	20	2.40	27.4%
後期 日程	A 方式	京都	41	38	11		6	3.45	54.5%
	B 方式	京都	122	112	30		16	3.73	53.3%
	C 特別方式	京都	5	5	1		0	5.00	0.0%
	D 特別方式	京都	9	9	3		2	3.00	66.7%
	E 特別方式	京都	2	2	0		0		
	未修者コース合計		46	43	12		6	3.58	50.0%
	既修者コース合計		133	123	33		18	3.73	54.5%
	総計		179	166	45		24	3.69	53.3%
年間	A 方式	京都	84	78	30	17	14	2.60	46.7%
		大阪	37	36	12	7	4	3.00	33.3%
		合計	121	114	42	24	18	2.71	42.9%
	B 方式	京都	271	248	101	61	42	2.46	41.6%
		大阪	121	108	33	22	11	3.27	33.3%
		合計	392	356	134	83	53	2.66	39.6%
	C 特別方式	京都	16	14	4	1	1	3.50	25.0%
	D 特別方式	京都	23	22	12	5	4	1.83	33.3%
	E 特別方式	京都	6	6	3	2	0	2.00	0.0%
	5 年一貫型	京都	15	14	9	9	3	1.56	33.3%
	未修者コース合計		137	128	46	25	19	2.78	41.3%
	既修者コース合計		436	398	158	99	59	2.52	37.3%
	総計		573	526	204	124	78	2.58	38.2%

(参考) 履修免除試験の実施結果

入試方式	B 方式	D 特別方式	E 特別方式	5 年一貫型	合計
①入学者数	52	4	0	3	59
②志願者数	39	4	0	0	43

③受験者数		33	4	0	0	37
④合格者数 (単位認定)	民事訴訟法	3	1	0	0	4
	刑事訴訟法	8	3	0	0	11

(参考) 2024 年 4 月入学入試～2022 年 4 月入学入試の実施結果の概況比較

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
2024 年度	前期日程	43	139	182	18	59	77	19	59	78
	中期日程	48	149	197	16	57	73			
	後期日程	46	133	179	12	33	45			
	5 年一貫型	—	15	15	—	9	9			
	合計	137	436	573	46	158	204			
2023 年度	前期日程	44	106	150	17	49	66	24	50	74
	中期日程	38	84	122	17	37	54			
	後期日程	32	93	125	13	43	56			
	5 年一貫型	—	7	7	—	6	6			
	合計	114	290	404	47	135	182			
2022 年度	前期日程	46	97	143	18	49	67	16	43	59
	中期日程	29	78	107	13	28	41			
	後期日程	25	74	99	10	25	35			
	5 年一貫型	—	7	7	—	5	5			
	合計	100	256	356	41	107	148			

入学者 78 名を確保することにより入学定員 70 名を充足することができた 2023 年 4 月入学入試は、2023 年 4 月入学入試と 2022 年 4 月入学入試に引き続き、競争倍率 2.0 倍以上を確保することができた。競争倍率の計算に含まれない 5 年一貫型教育選抜入学試験を除くと、年間を通じては前年度の約 2.05 倍から約 2.58 倍となった。

法学未修者については募集人数 20 名に対して 19 名の入学者を、法学既修者については募集人数 50 名に対して 59 名の入学者を確保することができた。要因にはさまざまなものがあるが、2024 年度の新入生に対するアンケートの集計結果によれば（法務研究科の新入生 78 名のうち 53 名（約 67.9%）が回答）、進学決定要因の第 1 位として、16 名が「資格取得」を、10 名が「教員・先輩のすすめ」と、6 名が「奨学金・研究助成制度」を、それぞれ選択している。進学決定要因の第 2 位としては、最多の 10 名が「奨学金・研究助成制度」を選択しており、次いで 7 名が「学費」を選択しているから、奨励奨学金の給付の魅力が消え失せているわけではなからうが、「奨励奨学金が本学の法科大学院の競争力を担保していることが推察される」としていた根拠は、大きく様変わりしていよう。2024 年度の新入生 78 名のうち 19 名（約 24.4%）が奨励奨学金の給付により授業料が実質的に減免されることがないと承知しつつも入学している現況は、それ相応に何らかの変調を示唆しているのではないかと推察される。

2024 年 4 月の新入生 78 名（法学未修者 19 名＋法学既修者 59 名）のうち 36 名（法学未修者 6 名＋法学既修者 30 名）が立命館大学出身者であり、その大多数が法学部の卒業生である。他大学出身者は、総じて広く薄く分布しており、京都産業大学、龍谷大学出身者が各 4 名、近畿大学出身者が 3 名であることを除くと、法学未修者と法学既修者の双方とも 21 大学から各 1～2 名

という結果になっており、広く薄い層が入学していることが分かる。

5年一貫型教育選抜入学試験は、募集人数15名（法学既修者50名の内数）に対して15名が応募したものの、合格者9名に対して入学者3名という結果になった。

② 入試広報の実施状況

2024年4月入学入試のための募集広報方針（入学者確保戦略）は、過年度より引き継がれてきた軸に沿い、概ね前年度と同様に進められた。過年度より年度当初の入学政策委員会と教授会において確認されてきた内容と方法の要点は、次のとおりである。

【重点ポイント（内容）】

- ・ 5年一貫型特別選抜入試の周知
- ・ 他大学法曹コース生を対象としたE特別方式の入試回数増について周知
- ・ 充実した教育内容、奨学金、エクテン講座、キャリア支援
- ・ 法曹業界の求人状況、収入など、魅力を正確に伝える
- ・ 予備試験のリアルな現実をきちんと伝え、法科大学院との併願を推奨

【重点ポイント（方法）】

- ・ 対面の企画が多く実施できないことから入試資料配架先を増やす（本学志望者が多い大学を中心に広報する）
- ・ WEBミーティング方式と対面方式を利用し、参加方式について希望を募る形式での企画を実施する
- ・ 法学部と連携し、本学法学部法曹コース生を中心に学内広報の企画を新設する
- ・ ホームページの整備を行い正確な情報を発信するとともに、他大学と比較し見やすくする（社会人率の追加掲載含む）

法務研究科独自の恒例企画のうち、年度最初の説明会（2023年6月10日（土）13：00～14：30）には27名の参加があった。小論文、憲法、民法、商法、刑法の全科目についてウェブサイト公表されている過年度の出題を例に挙げながら、それぞれの形式などを案内した入試問題説明会（6月18日（日）13：00～15：30）には、39名の参加があった。朱雀キャンパス中川会館の教学施設（2階の自習室や法廷教室などの教室のほか、地階のリサーチライブラリなど）を案内するキャンパス見学会（7月2日（日）AM/PM各1回）には計12名の参加があった。前期日程の全科目の出題について案内することにより中期日程への出願を促進した入試問題解説会&説明会（8月26日（土）13：00～15：00）には22名の参加があった。キャンパス見学会のほかは、Zoomミーティングによるオンライン開催とした。

全学の大学院進学説明会も、すべてZoomミーティングによるオンライン開催であったが、春学期の全4回（2023年5月13日（土）10：30～11：30、5月22日（月）18：00～19：00、6月2日（金）18：00～19：00、6月11日（日）10：30～11：30）には、それぞれ5名、2名、5名、7名の参加があった。前年度の春学期の全4回は、4名、3名、5名、4名の参加であったから、計16名から計19名に微増していた。秋学期の全4回のうち法務研究科が参加した3回（2023年11月10日（金）18：00～19：00、11月26日（日）10：00～11：00、12月4日（月）18：00～19：00）にはそれぞれ2名、2名、3名の参加があった。

本立命館大学法学部の法曹進路プログラム（法曹コース）の説明会に春学期と秋学期に各1回、衣笠キャンパス存心館の教室に出向いた。法科大学院のカリキュラムや立命館大学法科大学院の特色などのほか、5年一貫型教育選抜入学試験の制度設計なども案内した4回生・3回生早期卒業候補者向け説明会（2023年6月14日（水）18：00～19：00）には35名の参加があった。1回生向け説明会（2023年11月15日（水）15：00～16：00）には112名の参加があった。

学外開催の説明会としては、オンライン開催の法科大学院キャラバン（2023年4月22日（土）

13：30～17：30）の仮想ブースとして設置された個別の説明会に22名の参加があった。読売新聞社の法科大学院説明会（2023年6月24日（土）13：30～17：00、TKP ガーデンシティ御茶ノ水）にも前年度と同様に外向きブースにおける個別相談に9名の来訪を得た。朝日新聞社の法科大学院説明会（2023年6月24日（土）12：30～16：30）には、読売新聞社の法科大学院説明会と日程が完全に重複していたことから、前年度に引き続き資料を送付するのにとどまった。

他大学の法学部生などに対する個別または合同の説明会としては、前年度に引き続き、近畿大学（2023年5月31日（水）12：20～13：00）、京都女子大学（2023年6月3日（土）14：20～15：20）、香川大学（2023年6月21日（水）13：40～14：00）のZoom ミーティングによるオンライン説明会があり、39名、7名、18名の参加があった。

はじめて個別にオンライン開催した松山大学の説明会（2023年5月26日（金）18：00～19：00）には、法学未修者コース1年次（当時）の2名の学生に、松山大学法学部卒業生として特別に朱雀キャンパス中川会館の教室よりゲスト出演してもらった。前年度は開催することができなかった西南学院大学のオンライン説明会（2023年5月30日（火）17：20～18：20）には4名の参加があったが、前々年度の9名という過去の実績には遠く及ばなかった。鹿児島大学法文学部の担当者からの呼びかけにより志學館大学法学部との合同の開催となったオンライン説明会（2023年6月12日（月）18：30～19：30）には、鹿児島大学4名、志學館大学2名の参加があった。2023年4月入学入試の中期日程を最後にして以降は福岡試験場を設定しないことにした重大な変更とも関連して、九州方面への入試広報を維持、増強する必要があることを痛感させられる参加者数でもあった。大阪経済法科大学の個別のオンライン説明会（2023年6月23日（金）16：20～17：20）は、先方の意向により早くから準備を進めたが、当日の参加者が4名しか得られなかった。毎年度の出願者数が相対的に多い近隣の私立大学の法学部に対して、積年の課題である個別の説明会の開催を打診したところ、丁寧ながらも明確に断られて2024年度入学試験要項などの資料を送付することしかできなかった顛末などとも考え合わせると、近場の入試広報にも諸種の改善の余地があろう。

2024年度入学試験要項などの資料は、前年度と同じく読売新聞社の法科大学院説明会に際して事前に送付していたほか、近畿大学法学部に50部（前年度25部）を、大阪経済法科大学法学部に40部（前年度25部）を、香川大学法学部と京都女子大学法学部に各25部（前年度も各25部）を、それぞれ送付した。また、前年度は送付していなかった松山大学法学部と西南学院大学法学部には、個別オンライン説明会の開催に先立ち各25部を、鹿児島大学法文学部には同様に15部を、説明会を開催できなかった龍谷大学と熊本大学には各25部を、同じく開催できなかった北九州私立大学法学部には10部を、それぞれ送付した。大学以外の資料送付先は、前年度と同様であるが、伊藤塾本部には50部（前年度は京都校に25部）を、アガルート大阪ラウンジとLEC 東京リーガルマインド大阪本部には各25部（前年度も各25部）を、辰巳法律研究所大阪本校にも25部（前年度20部）を、それぞれ送付した。立命館大学法学部事務室（現在の衣笠・朱雀キャンパス学部・研究科事務室（法学部・法学研究科教育課程支援））には、2024年入学試験要項250部と2024年度5年一貫型教育選抜入学試験要項120部を、それぞれ送付した。

学内外からの資料請求は、年間を通じて合計631件（本学ウェブサイトから457件＋フロムページから109件＋スタディサプリから65件）あり、前年度の合計547件（本学ウェブサイトから395件＋フロムページから80件＋スタディサプリから72件）や前々年度の合計538件（本学ウェブサイトから391件＋フロムページから87件＋スタディサプリから60件）を大幅に上回った。2020年度中は合計466件、2019年度中は合計355件、2018年度中は合計326件であったから、これまでのところ着実に漸増している。朝日新聞と読売新聞のほか、スタディサプリの法科大学院冊子などに広告を出稿した。

なお、オンライン説明会の開催時などにも有効なツールとして活用されてきた法務研究科の

ウェブサイトには、入試特設ページ (<https://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/lp/>) もあり、と定期的に点検、更新されている。

③ 合格者対象企画の実施状況

2024 年 4月入学入試の合格者を対象とする各回のガイダンスを実施するとともに、恒例の企画として入学前プログラムの民事訴訟法と刑事訴訟法の学習会や刑法と民法と憲法の事前学習会を開催した。これらのうち民事訴訟法と刑事訴訟法の各 4 回の学習会は、その成功が履修免除試験の受験者や合格者の増加に直結した。第 1 回目の合格者ガイダンスは朱雀キャンパス中川会館 202 号教室と 203 号教室を使用したほか、Zoom ミーティングも併用したハイブリッド開催時 (2023 年 10月15 日 (日) 13:00~15:30) に、前期日程と中期日程と 5 年一貫型教育選抜の入学試験の合格者総数 159 名 (法学未修者コース 34 名+法学既修者コース 125 名) のうち 54 名 (法学未修者コース 12 名+法学既修者コース 42 名) の参加があった。前年度の 25 名 (法学未修者コース 8 名+法学既修者コース 17 名) ばかりでなく前々年度の 34 名 (法学未修者コース 7 名+法学既修者コース 27 名) をも上回る盛況ぶりであった。

第 1 回合格者ガイダンスの後に、民事訴訟法や刑事訴訟法の学習会とは別に実施された民法の通信添削プログラムの第 1 回には 22 名が、第 2 回には 20 名が、それぞれ事前に指定された課題の答案を提出してくれた。ハイブリッド形態により開催されたスクーリング形式の学習会 (2023 年 12 月3 日 (日) 13:00~16:00) には 17 名 (教室 6 名+Zoom ミーティング 11 名) の出席があった。

第 2 回合格者ガイダンス (2024 年 1月14 日 (日) 13:00~16:00) は、朱雀キャンパス中川会館 203 号教室ほかの教室と Zoom ミーティングを併用したハイブリッド開催であった。これには 41 名 (法学未修者コース 11 名+法学既修者コース 30 名、教室 17 名+Zoom ミーティング 24 名) の参加があり、前年度の 28 名 (法学未修者コース 9 名+法学既修者コース 19 名) や前々年度の 23 名 (法学未修者コース 6 名+法学既修者コース 17 名) を上回る盛況であった。

後期日程の入学試験の合格発表後、その合格者 45 名にも案内していた第 3 回合格者ガイダンス (2024 年 2月25 日 (日) 14:00~16:00) は、過年度と同じく午前中に民事訴訟法と刑事訴訟法の履修免除試験が実施された日曜日の午後に、もっぱら朱雀キャンパス中川会館の教室ほかの教室を会場にして開催され、今般は 30 名 (法学未修者コース 5 名+法学既修者コース 25 名) の参加があった。参加者中には配慮を要する入学予定者 (視覚障害) にも参加いただき、入学後に向けた準備を進めるとともに、新入生サポーターとの関係づくりの機会となった。以上の 3 回とも、過年度と同様に、司法試験に合格して弁護士や司法修習生になっている優秀な修了生の協力を得た。

履修免除試験と第 3 回合格者ガイダンスの後に開催された民法と刑法と憲法の入学前プログラム事前学習会は、5 年一貫型教育選抜入学試験と同じく 3 年目の実施であった。前年度や前々年度と同じ要領により司法試験予備試験論文式試験の近年の過去問などを取り扱う各科目 2 回ずつの入学前学習会が朱雀キャンパス中川会館 217 号教室と Zoom ミーティングを併用してハイブリッド開催され、原則として 4 日前に設定されていた事前課題提出日までに提出された答案を担当教員が添削して個別に返却してから参加してもらい、そこで担当教員が解説するという進め方がプロトタイプにされた。各回の事前課題の答案提出件数と当日の参加者数を記録しておくと、民法の第 1 回 (2024 年 3月4 日 (月) 13:00~14:40) については 24 通が提出され、参加者も 24 名であった。刑法の第 1 回 (2024 年 3月8 日 (金) 13:00~14:40) については同じ参加者による再提出を除いて 26 通が提出されたが、参加者は 19 名にとどまった。憲法の第 1 回 (2024 年 3月11 日 (月) 13:00~14:40) については 26 通が提出され、参加者数は 25 名であった。民法の第 2 回 (2024 年 3 月14 日 (木) 13:00~14:40) については 19 通が提出されたが、参加者は 22 名に及んでいた。刑法の第 2 回 (2024 年 3 月18 日 (月) 13:00~14:40) については同じ参加者による再提出を除いて 20 通が提出され、参加者も 20 名であった。全体の最終回であった憲法の第 2 回 (2024 年 3 月22 日 (金) 13:00~14:40) については 16 通しか提出されなかったが、参加者は少し増えて 18 名であった。

このとおり 1 巡目よりも 2 巡目の方が幾分か低調な参加状況になったのは、前年度や前々年度と同じ傾向である。

2. 入学定員管理

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉の文面には、上掲のとおり、「1 学年に法学未修者を 20 名程度、法学既修者を 50 名程度受け入れます」と記載されているが、2024 年度入学試験要項などには、法学未修者 20 名と法学既修者 50 名という募集人数が明記されている。2024 年 4 月入学入試が実施された成果として、法学未修者コース 19 名（募集人数 20 名の 95%）と法学既修者コース 59 名（募集人数 50 名の 118%）の合計 78 名（入学定員 70 名の約 111.4%）の新入生を迎えることができた。前年度は、法学未修者コース 24 名（募集人数 20 名の 120%）と法学既修者コース 50 名（募集人数 50 名の 100%）の合計 74 名（入学定員 70 名の約 105.7%）を受け入れることにより、法務研究科が開設された初年度に 166 名（当時の入学定員 150 名の約 110.7%）の第 1 期生を迎え入れて以来 19 年ぶりの定員充足を記録したが、今般の 2024 年 4 月入学入試の結果は、2 年連続の入学定員の充足とともに、開設初年度以来 20 年ぶり 2 度目の 10% 以上の定員超過を記録することになった。

（参考）最近 10 年間の入学者数の推移

年度	2024	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015
未修	19	24	16	12	8	13	11	2	13	16
既修	59	50	43	48	38	34	20	16	17	27
合計	78	74	59	60	46	47	31	18	30	43

日弁連法務研究財団は、現行の「法科大学院評価基準解説」（https://www.jlrf.or.jp/wp-content/uploads/2022/04/kijun_kaisetsu_202204.pdf）により、第 7 分野「学習環境及び人的支援体制」の 7-2「学生数（2）〈入学者数〉」の「入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと」という「評価基準」に「適合」しているためには、「入学者数が入学定員の 110% 以内であるか、110% 以内とするための適切な努力がなされている」ということが必要であり、「入学者数が入学定員の 110% を超えており、かつ 110% 以内とするための適切な努力もなされていない」という場合には「不適合」と評価されることになる」と解説している。あくまでも「認証評価」を受審する年度から遡る「過去 3 年間で見て、入学者数が入学定員を大幅には上回っていないか」という視点により判定される仕組みであるので、単年度の超過が「不適合」判定に直結するわけではなく、直近では 2022 年度に受審しているので、次回を受審が間近に控えているわけでもないが、今般の約 111.4% という過大な入学定員超過の含意に留意しておく必要がある。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）やアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉を改定する予定はなく、2024 年 9 月入学入試を実施する予定もない。2025 年 4 月入学入試の基本的な方針は、これまでどおり、5 年一貫型教育選抜入学試験を除いて全日程の全方式を通算した競争倍率が 2.0 倍を下回ることなく、法学未修者と法学既修者の新入生の学力水準が厳正な入試の執行により無理なく担保されると見込まれる範囲において、立命館大学大学院学則第 6 条の表に定められている入学定員 70 名と 2025 年度入学試験要項に記載する法学未修者 20 名、法学既修者 50 名の募集人数の充足を追求することにある。そのためには、法曹コースの連携先でもある立命館大学法学部との密接な提携が必須であり、その充実に引き続き努める。

3. 法曹コース

立命館大学大学院法務研究科は、立命館大学法学部との間に、法科大学院の教育と司法試験等

との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）第 6 条第 1 項に基づく「法曹養成連携協定」を締結しており、2021 年度より、この文部科学大臣の認定を受けている「法曹養成連携協定」に基づき、同条第 3 項第 2 号に定められている「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜」を、「文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜」として実施している。この「連携法曹基礎課程」に該当する立命館大学法学部の法曹コース「法曹進路プログラム」の修了生を新入生として受け入れるための 2021 年に初回が実施された 5 年一貫型教育選抜入学試験は、出願者と受験者は 7 名、合格者は 5 名であった。2022 年では前回と同じく 7 名の出願があり、前年度と同様の「法曹進路プログラム」の成績状況と面接評価による判定の結果、うち 6 名が合格した。2023 年では 15 名の出願者があり 14 名が受験して、9 名が合格したが入学者は 3 名にとどまっている。

在学中受験者が増加する中で、法科大学院入学以前に相応の法学学習を終えてくることは合格変土地神と考えられることから、法曹進路プログラムの充実とともに方角から法務研究科へのシームレスな支援を通じて合格率向上に資することが必要であろう。

VI 学習・進路就職支援

1. 学習支援

昨年度から今年度に切り替わるのを待つことなく開始したオリエンテーションの期間（2023 年 4 月 1 日～4 月 4 日）に、74 名の新入生に対して、学籍・学修生活ガイダンス、ハラスメント研修、カリキュラム・履修の進め方ガイダンスを実施したほか、新入生歓迎式典やクラス担任、副担任が主催するクラス懇談会の初会合などを実施した。また、オリエンテーションの期間の最終日には、エクステンションセンターによる司法試験対策ガイダンスが実施され、新入生サポート制度も初回のグループ懇談会により始動した。

クラス担任や副担任による個人面談は、今年度の春学期と秋学期にも 1 回ずつ実施された。また、法学既修者コースの新入生には、入学直後の春学期の前半期にフォロー・アップ面談も実施された。これらを通じて、すべての学生に対する個別の履修指導が進められ、課外講座の利用の実態なども含めて、それぞれの学修の状況が担任や副担任により教授会に報告された。フォロー・アップ面談を通じては、入学試験の憲法、民法、商法、刑法の得点も振り返りながら得意科目や苦手科目を自覚してもらい、国家試験の受験に向けて能率的、系統的に履修してもらうのに必要な助言などが与えられた。

すべての専任教員が週に 1 授業時間（90 分間）以上のオフィス・アワーを設定して、基本的には事前に予約した学生の個別質問や学修相談に対応する体制は、今年度も構築され、つつがなく運用された。正課授業の時間割の都合により、別の専任教員の担当科目と競合する時間帯に設定されていた場合もあり、個人研究室を訪問して質問をしようとする学生に不都合が生じてしまう場合もあったが、学生の希望に応じて既定のオフィス・アワーとは別の日時に迎えるなどの臨機応変の対応により、そのような不都合が実質的に解消された場合もあった。

各学期の授業懇談会は、それぞれ 2 回の法務研究科大学院生協議会との事務折衝において申し合わせられた要領により実施された。今年度の春学期は、6 月 5 日（月）第 3 時限の時間帯に法学未修者コース 1 年次の学生との懇談会が対面形式により実施され、6 月 6 日（火）第 4 時限の時間帯に法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次の学生との懇談会がハイブリッド方式（Zoom ミーティング併用）により実施された。今年度の秋学期は、12 月 11 日（月）第 3 時限の時間帯に法学未修者コース 1 年次の学生との懇談会が対面形式により実施され、12 月 12 日（火）第 3 時限の時間帯に法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次の学生との懇談

会がハイブリッド方式（Zoom ミーティング併用）により実施された。いずれも大学院生協議会による授業科目別の独自アンケートの集計結果を基礎資料として濃密な意見交換の場となり、とくに春学期には法曹を目指す学生に基礎を修得してもらう授業科目の配置の含意などについても理解を深めてもらう機会にすることができたが、両学期ともに法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次の学生の懇談会に参加してくれた法学既修者コース 1 年次の学生が僅少であったことが次年度に向けての大きな反省点として残された。なお、授業懇談会の実施の概要については、今年度も学期ごとに教授会に報告された。

2. 進路就職支援

司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 4 条第 1 項第 1 号に定められているとおり、「法科大学院の課程を修了した者」は、「その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間」について、司法試験の受験資格を有する。この国家試験は、同法第 7 条に「毎年一回以上行う」と定められているが、実際には毎年 1 回限りの実施であるから、立命館大学大学院法務研究科の修了生に相応しく「21 世紀地球市民法曹」を目指して司法試験を受験して修了後のキャリアパスを切り拓く場合にも、受験のチャンスは 5 回である。これが主要なキャリアパスであることは、法務研究科が開設され、その最初の修了生が世に送り出されて以来まったく変わらないが、昨年度の教学総括の本欄にも記載されていたとおり、これとは別のキャリアパスを切り拓く修了生も少なくないことから、法務研究科としては、修了後に司法試験を受験して 5 年以内の合格後に「21 世紀地球市民法曹」となるキャリアパスばかりでなく、別種のキャリアパスを開拓しようとする学生の要望にも応答する制度を構築して運用してきた。

従来から、オムロンエキスパートリンク株式会社へと業務委託していたが、今年度よりパーソルエクセル HR パートナーズ株式会社（大阪府大阪市中央区城見 2-1-61）への業務委託により、各種ガイダンスのほか、とりわけ同社の専門相談員によるカウンセリングの機会を提供するという方針を維持してきたのは、修了後に司法試験を受験しない場合や受験して合格しない場合にも法務研究科における履修の成果を別種のキャリアパスの形成に活用することを効果的に支援するためである。「21 世紀地球市民法曹」以外のキャリアパスには、国家公務員や地方公務員の採用試験を受験したり、民間の企業や団体に就職したりすることにより開拓するものがある。また、司法試験に合格して「21 世紀地球市民法曹」の道に進む修了生が法律事務所への就職活動について支援を必要とすることもあり、このようなニーズにも対応することを今年度の方針としてきた。なお、このような今年度の方針は、最初にオムロンエキスパートリンク株式会社と業務委託契約を締結した 2018 年度より基本的に踏襲されてきたものであるが、さらなる利用促進策として、事前に予約していなくても、また、オンラインでも、なるべくカウンセリングが受けられるようにした。

専門相談員 2 名の交替勤務によるカウンセリングの機会は、原則として毎週火曜日 10：30～17：30 に、キャリアサポートルーム（朱雀キャンパス中川会館 2 階）において提供され、事前に予約をしていない修了生や在学生在がキャリアサポートルームに来室した場合でも、利用時間枠が空いている場合にはカウンセリングが実施されたほか、必要に応じてはオンラインによるカウンセリングも実施された。2023 年度は 58 名の相談があり、2022 年度の全 37 日間のうち 50 件、2021 年度の 35 件から増加した。提供時間枠の利用度も、2021 年度の 25.0%から、2022 年度の 35.7%と同様に 30%を超え 2023 年度は 31.4%となった。必ずしも予約を必要とせず、オンラインでもカウンセリングを受けられるようにしたことが、このような利用の増大の主要因だと推察される。

新入生対象のガイダンス「法科大学院のキャリアサポートについて」（4 月 18 日）と修了生対象のガイダンス（11 月 14 日、11 月 21 日）が実施されたほか、司法試験の合格発表の直後には、ガイダンス「司法試験合格後のキャリアプラン」（9 月 13 日）も実施された。

原則として月例のオンライン・ミーティング7回（2023年5月16日、6月27日、7月25日、10月3日、11月28日、2024年1月23日、2月27日）により、各種支援企画の進捗状況について、オムロンエクスパートリンク株式会社から報告を受け、とりわけカウンセリングの利用状況について利用者の顔ぶれや相談内容に関する都度の意見交換をおこなった。このミーティングには、同社の担当者と専門相談員、朱雀独立研究科事務室とエクステンションセンターの専任職員のほか、法務研究科副研究科長（学生担当）が参加した。

これまで業務委託契約により実施してきたキャリアパス形成支援は、2022年度に受審した日弁連法務研究財団による認証評価の現地調査（2022年10月3日～5日）においても、本学の法科大学院の特筆すべき強みとして評価されており、法科大学院在学中の司法試験の受験が可能となる2023年度以降は、これにともないカウンセリングなどの利用が増大すると見込まれる在学学生に対しても、修了生に対しても、引き続き各種支援策を案内して利用を奨励する。

VII 教育支援体制

立命館大学大学院法務研究科の教学や学生支援など、主要な業務の全般は、過年度より変わることなく朱雀独立研究科事務室に配置されている「事務職員」（学校教育法第92条第1項）により大きく支えられている。かつては大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生が法務研究科の教育活動を補助するTAとして法務研究科の学生から寄せられる質疑に対して授業時間外に応答してくれたり、授業時間中に実施される小テストの採点を補助してくれたりしていたが、近年はTAの採用実績がなく、今年度も法務研究科の教育支援体制として機能することがなかった。

次年度以降についても、TA制度の再稼働が具体的に予定されているわけではないが、この制度の廃止が予定されているわけでもない。朱雀独立研究科事務室を統括している事務長と法務研究科担当の「事務職員」の体制が、法科大学院の「教授会」（学校教育法第93条第1項）のほか、各種委員会の議決事項の執行など、広義の教学の全般を効率的かつ効果的に支援してくれている現状は、次年度以降も大きく変わることがないと見込まれている。

VIII 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2023年度においては、春学期に10回、秋学期に11回、合計21回の教授会を開催した。

IX 2023年度研究業績

教員名	種別	概 要			
		名称	単著 共著	発行/ 発表年	発行所・発表雑誌等
大下英希	論文	「消費者保護における刑事法の役割と課題」	単著	2023年12月	現代消費者法61号（4頁-12頁）
	論文	「Sexual Minorities in the Japanese Criminal	単著	2024年3月	Centre for Asian Legal Studies https://blogs.ubc.ca/cals/2024/03/22/sexual-minorities-in-the-japanese-criminal-

		Justice System」			justice-system-written-by-hideki-oshita/
北村 和生	著 書	「行政法の基本 〔第8版〕」	共著	2023年4月	法律文化社（87-118頁、215-254頁）
	著 書	「自治体法務検定 公式テキスト基本 法務編 2023年度」	共著	2023年4月	第一法規（189-194頁、203-208頁（交告尚史 と共同執筆）、240-257頁（田村達久と共同執 筆）、258-267頁）
	著 書	「行政訴訟の実 務」	共著	2024年1月	第一法規（771-830頁、1171-1190頁）
倉田 玲	著 書	「アメリカ憲法判 例の展開——2015- 2018」	共著	2023年9月	日本評論社（76～88頁、142～154頁）
	そ の 他	「投票できても立 候補できない年齢 層の憲法問題」（オ ピニオン）	単著	2023年8月	法学館憲法研究所 https://www.jicl.jp/articles/opinion_20230824.html
中村 康江	論 文	「他人の承諾を得 てその名義を用い て設立時発行株式 を引き受けた場合 名義貸与者と名義 借用者のいずれが 株主となるか」	単著	2023年7月	法律時報別冊・私法判例リマークス 67号 （2023年下）（74-77頁）
	論 文	「他人名義による 設立時発行株式の 引受けをめぐる諸 問題」	単著	2024年3月	立命館法学第411=412号（213-235頁）
中山 布紗	著 書	「民法入門ノート （第2版）」	共著	2024年3月	法律文化社（80-83頁、130-139頁、158- 159頁）
	論 文	「使用者の事業の 執行における被害 者に損害賠償をし た被用者の側から 使用者に対する逆 求償の可否（最三 小判令和2年2月 28日民集74巻2号 106頁）	単著	2023年6月	立命館法学第407号（566-578頁）
平野 哲郎	論 文	「医療者の過失は どのように判断さ れるのか—医療水 準論とはどのよう な枠組みなのか」	単著	2023年7月	周産期医学 53巻7号（1012-1016頁）
	そ の 他	「ワークショップ 医療安全と紛争解 決の有機的連携の	単著	2023年8月	年報医事法学 38号（64-74頁）

		可能性と課題」			
	その他	「医事裁判例の動向」	単著	2023 年 11 月	民事判例 27 号 (52-59 頁)
渕野 貴生	論文	「特定少年の実名報道における人権と公共性の限界線」	単著	2023 年 10 月	憲法理論研究会編『多様化する社会と憲法学＜憲法理論叢書 31＞』（敬文堂）(237～250 頁)
	論文	「再審手続の立法課題」	単著	2023 年 10 月	季刊刑事弁護 116 号 (60～66 頁)
	その他	「報道予断の排除と死刑量刑手続—United States v. Tsarnaev, 142 S.Ct. 1024(2022)」〈判例評釈〉	単著	2023 年 5 月	アメリカ法 2022 年 (342～348 頁)
	その他	「DNA 型などの個人識別データの採取・保管・利用の許否（名古屋地判令和 5 年 2 月 17 日）」〈判例評釈〉	単著	2023 年 10 月	法学セミナー増刊・速報判例解説 33 号 (193～196 頁)
松岡 久和	著書	「18 歳からはじめる民法〔第 5 版〕」	共編著	2023 年 4 月	法律文化社 (38-43 頁)、中田邦博と共同して全部を編集。
	著書	「新基本法コンメンタール 不動産登記法〔第 2 版〕」	共著	2023 年 4 月	日本評論社 (27-30 頁)
	著書	「Before/After 民法・不動産登記法改正」	共編著	2023 年 5 月	弘文堂 (2-9 頁)、赫高槻と共同して第 1 章～第 4 章を編集。
	著書	「詳解 改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」	共著	2023 年 6 月	商事法務 (47-71 頁)
	著書	「物権 エッセンシャル民法 2〔第 3 版〕」	共著	2023 年 10 月	有斐閣 (5-48 頁、111-126 頁、167-180 頁、233-234 頁)
	著書	「民法総合 事例演習〔第 3 版〕」	共著	2023 年 10 月	有斐閣 (95-160 頁)
	その他	「担保裁判例の動向」	単著	2023 年 12 月	日本評論社 現代民事判例研究会編『民事判例 27 2023 年前期』(12-15 頁)
	その他	「講評・総括」	単著	2023 年 8 月	日本評論社 法律時報 95 巻 9 号 (79-80 頁) (日本登記法学会第 7 回研究大会「区分所有と登記」シンポジウム講評・総括)

	その他	「解除に関する日台比較」	単著	2023 年 8 月	立命館法学会 立命館法学 408 号 (627-639 頁) (台湾民法改正の最新動向に関する国際学術シンポジウム報告)
	その他	「台湾民法改正の最新動向・質疑応答」	共著	2023 年 8 月	立命館法学会 立命館法学 408 号 (654-662 頁) (上記シンポジウムの質疑応答)
	その他	「デイリー六法 [令和 6 年版]」	共著	2023 年 10 月	
湊二郎	著書	「公共施設整備と法的救済」	単著	2023 年 11 月	法律文化社 全 352 頁
	著書	「行政不服審査の実務」	共著	2024 年 1 月	第一法規 行政不服審査実務研究会編 (3301～3384 頁)
	その他	「学会展望 行政法」	共著	2023 年 10 月	有斐閣 公法研究 84 号 (303～312 頁)
山口直也	論文	「特定少年に対する保護処分 of 構造」	単著	2024 年 3 月	『龍谷法学』56 巻 4 号 (345～373 頁)
	その他	「少年法 2021 年改正とその射程」	単著	2023 年 11 月	刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター『少年法 2021 年改正 (特定少年の設定) と少年司法の展望』(2～9 頁)
和田真一	その他	「判例プラクティスⅡ [第 2 版]」	共著	2023 年 9 月	信山社 松本恒雄他編 (302～311 頁)
小田幸児	論文	「通信傍受がなされた場合、どのように対応すべきか。」	単著	2023 年 4 月	現代人文社 後藤貞人編・著『否認事件の弁護—その技術を磨く (上)』(329～341 頁)
	論文	「違法収集証拠の争いにおいて留意すべきことは何か。」	単著	2023 年 4 月	現代人文社 後藤貞人編・著『否認事件の弁護—その技術を磨く (下)』(228～238 頁)
	論文	「死刑求刑が予想される否認事件における最善の弁護活動とは何か。」	単著	2023 年 4 月	現代人文社 後藤貞人編・著『否認事件の弁護—その技術を磨く (下)』(308～317 頁)

以上